

# 変 更 届 書

業 務 の 種 別			
許 可 番 号 及 び 年 月 日		第	号
		年	月 日
薬 局、製 造 所、 店 舗 又 は 営 業 所	名 称		
	所 在 地	〒           —	
		電話           —	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年	月 日
備	考		

上記により、変更の届出をします。

年    月    日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
住所

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
氏名

豊田市保健所長       様

## (記入上の注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 許可年月日は許可証に記載されている**有効期間の開始年月日**を記載し、管理医療機器の販売業又は貸与業にあつてはその販売業又は貸与業の届出を行った年月日を記載すること。
- 4 業務の種別欄には、薬局、薬局製造販売医薬品製造販売業、薬局製造販売医薬品製造業、店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業、補聴器若しくは家庭用電気治療器のみの販売業若しくは貸与業、補聴器及び家庭用電気治療器のみの販売業若しくは貸与業又は管理医療機器（特定管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業の別を記載すること。
- 5 管理者の変更の場合は、薬局医薬品製造業の管理者、毒物劇物取扱責任者の変更についても留意すること。
- 6 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げるものに該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しない時には「薬事に関する業務に責任を有する役員が、法第5条第3号イ～トに該当しないことを宣誓します。」と記載すること。
- 7 法施行規則第16条の2第1項各号及び第159条の19第1項各号に掲げる事項について変更しようとするときは、**あらかじめ**、提出すること。法施行規則第16条第1項各号、第99条第1項各号、第100条第1項各号及び第174条第1項各号に掲げる事項について変更したときは、**変更後30日以内**に提出すること。